

1 各種お問い合わせ先 一覧

<照明用安定器のPCB含有の有無について>

一般社団法人 日本照明工業会
TEL 03-6803-0685

<電気工作物に使用されていたPCBの確認等>

一般社団法人 日本電機工業会 重電部業務課
TEL 03-3556-5885

<使用中PCB含有電機工作物についての報告>

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課
TEL 06-6966-6048

2 高濃度PCB廃棄物の処分に関するお問い合わせ

<トランス類・コンデンサ類>

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
営業課

〒552-0007

大阪府大阪市港区弁天1丁目2番30号

オーク4番街ブリオタワーオフィス7階701号

TEL 06-6575-5575 FAX 06-6575-5576

<安定器等・汚染物>

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北九州PCB処理事業所
営業課 (近畿・東海エリア分室)

〒552-0007

大阪府大阪市港区弁天1丁目2番30号

オーク4番街ブリオタワーオフィス7階702号

TEL 06-6575-5585 FAX 06-6575-5586

3 奈良県内のPCB廃棄物の届出・適正管理に関するお問い合わせ

<届出>

奈良県くらし創造部景観・環境局
廃棄物対策課 PCB担当

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8747 FAX 0742-22-7482

<適正管理>

奈良県くらし創造部景観・環境局
景観・環境総合センター PCB担当

〒630-8501

奈良県桜井市栗殿1000番地

TEL 0744-47-3790 FAX 0744-43-3416

奈良県のPCB関連情報のホームページ:

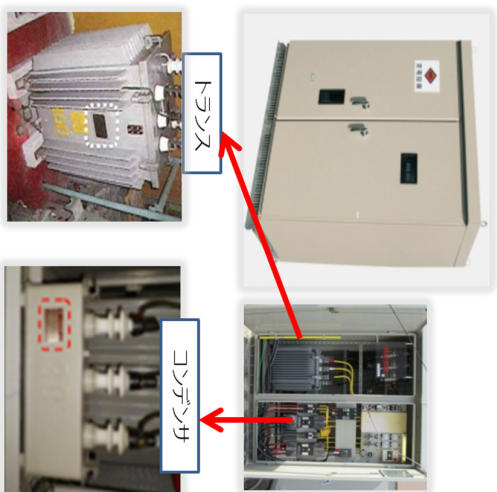
<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12570>

PCBを含む電気機器を 使用・保管していませんか?

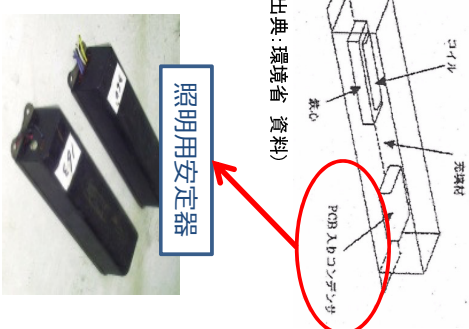
奈良県

キュービクル

業務用照明器具



(出典:JESCO 資料)



(出典:環境省 資料)



PCBを含む電気機器は処分期限があります。

事業者は、処分期間内にPCB廃棄物の処分を他人に委託、PCB使用製品を廃棄しなればなりません。

事業者が期間内の処分に違反した場合、都道府県知事は事業者に対し、期限を定めてPCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。

対象機器例	処理施設	処分期間
高濃度トランス ・コンデンサ	JESCO※大阪	～平成33年3月31日
安定器等・汚染物	JESCO※北九州	(注)所定の条件を満たした場合のみ、様式第5号の届出により特例所分期限日(平成34年3月31日)までに処分することが可能
低濃度PCB廃棄物	民間の無害化処理認定施設 (H28.4.1現在 全国31箇所)	～平成39年3月31日

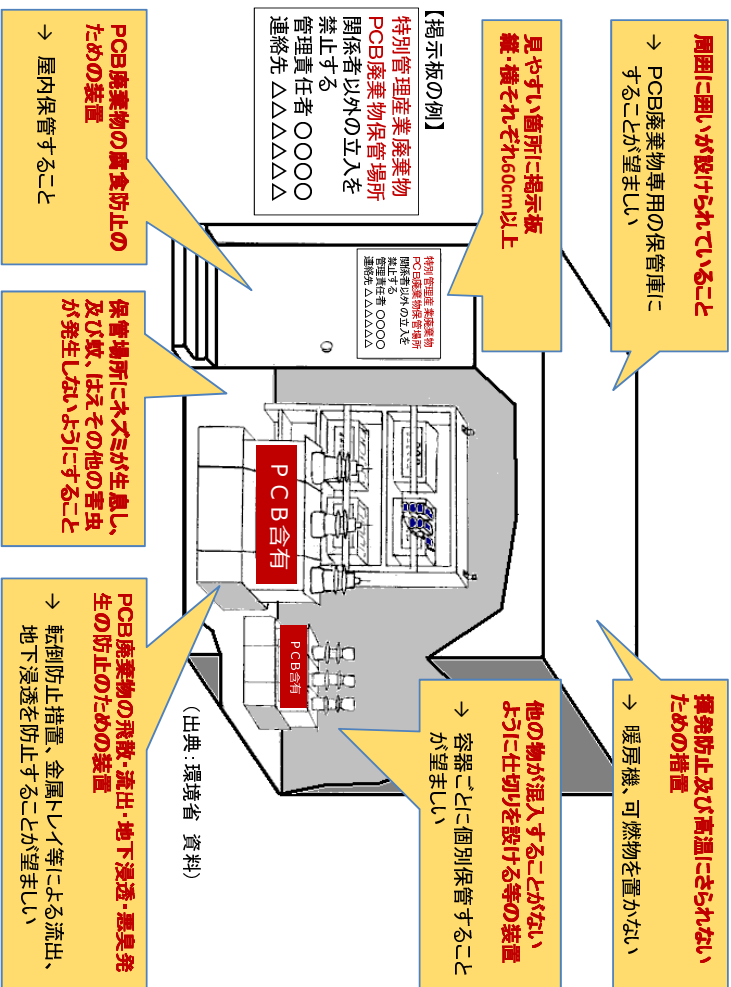
※中間貯蔵・環境安全事業株式会社

PCB廃棄物の保管方法

PCB廃棄物の保管は、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する必要があります。

基準に適合しない場合、都道府県知事は保管事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは、300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。



特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

使用済みのPCB使用製品等を保管している事業者は、当該事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置しなくてはなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者は、法に定める資格を持った人又は特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した人かなることができます。

この義務に違反すると30万円以下の罰金に処されます。

保管及び処分の状況の届出

PCB含有機器等を保管・使用している事業者は、様式第一号により、毎年4月～6月に前年度の状況を報告する必要があります。
また、必要に応じて、様式第二号～第八号による届出等が必要となります。

届出を行わなかった者、また虚偽の届出をした者は、6月以下の懲役又は、50万円以下の罰金に処されます。

○PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則に定める様式一覧

様式	届出	届出先	届出期間	備考
第一号 (一)	PCB廃棄物等の保管及び処分状況届出書	奈良県知事	毎年4/1～6/30	・保管の場所、処分予定年月日、処分業者との調整状況等の記載事項が追加
第一号 (二)	PCB廃棄物等の保管及び処分状況届出書(処分業者用)	奈良県知事		
第二号	PCB廃棄物等の保管の場所等の変更届出書	環境大臣	変更から10日以内	・処分期間(平成34年3月31日)以降、平成34年3月31日までの期間に高濃度PCB機器を処分する場合(平成34年3月31日までに処分できることが確認できる処分委託契約書の添付等一定の要件を満たすこと必要あり)
第三号	【新】高濃度PCB廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書	環境大臣	保管場所の変更時	※ここでの処分とは、廃棄物処理法に定める委託基準に従った処分委託日という。 JESCOとの機器登録手続きは該当しない。
第四号	【新】PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書	奈良県知事	処分※した日から20日以内	・処分期間(平成33年3月31日)以降、平成34年3月31日までの期間に高濃度PCB機器を処分する場合(平成34年3月31日までに処分できることが確認できる処分委託契約書の添付等一定の要件を満たすこと必要あり)
第五号	【新】高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄の特別処分期限日に係る届出書	奈良県知事	平成33年3月31日まで	
第六号	【新】変更届出書		変更のあった日から10日以内	・届出から変更する場合
第七号	承継届出書	奈良県知事	承継のあった日から30日以内	・相続、合併又は分割により、PCB廃棄物保管事業者の地位を承継する場合
第八号	【新】譲受け届出書	奈良県知事	譲受けのあった日から30日以内	・PCB廃棄物、高濃度PCB使用製品を譲り受けした場合(都道府県知事が認めた場合に限る)